

平成28年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年9月16日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 3号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 議第117号 村上市職業訓練施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第118号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第119号 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会条例を廃止する条例制定について
- 議第120号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第121号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第122号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第123号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第133号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第134号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第138号 平成27年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第142号 平成27年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第143号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第144号 平成27年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第145号 平成27年度村上市上水道事業会計決算認定について

4 出席委員(8名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 川村敏晴君 | 2番 | 本間善和君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 本間清人君 |
| 5番 | 姫路敏君 | 6番 | 大滝久志君 |
| 7番 | 小田信人君 | 8番 | 川崎健二君 |

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

小杉武仁君 河村幸雄君 鈴木好彦君
稲葉久美子君 渡辺昌君 尾形修平君

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
農林水産課長	山田義則君
同課農業振興室長	阿部正昭君(課長補佐)
同課農業振興室係長	鈴木義貴君
同課農業振興室係長	伊藤孝雄君
同課林業水産振興室長	大滝敏文君(課長補佐)
同課林業水産振興室副参事	本間研二君
同課農業委員会事務局長	小川寛一君
商工観光課長	竹内和広君
同課商工振興室長	山田昌実君(課長補佐)
同課商工振興室副参事	玉木善行君
同課観光交流室長	小川智也君(課長補佐)
同課観光交流係長	小田朋子君
同課観光交流係長	島田良樹君
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君
同課管理室長	小野道康君
同課日沿道対策室長	山田広良君
都市計画課長	東海林則雄君
都市計画課参事	本間孝則君
同課都市政策室副参事	板垣強君
下水道課長	早川明男君
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	渡邊貴志君
同課工事係長	臼井信一君
水道局長	川村甚一君
同課管理業務室長	内山治夫君(課長補佐)

同課管理業務室係長	宮村勉君
同課管理業務室係長	本間孝幸君
同課工事係長	中川博之君
村上水道事務所長	山田知行君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	佐藤博君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	富樫一男君
同課産業観光室長	森山治人君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
係長	鈴木渉

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、陳情第8号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申し合わせにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(川崎健二君)暫時休憩を宣する。

(午前10時03分)

委員長(川崎健二君)委員会の再開を宣する。

(午前10時25分)

日程第1 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とし、紹介議員(渡辺昌君)から補足説明を受けた後、審査に入る。

(補足説明)

渡辺昌 1点だけお願いします。この請願の請願者のほうより県内のスキー場のあるところの議会、本市を含む15の議会に対して、9月定例会または12月定例会において同様の請願書が提出されるとのことである。慎重審議のほど、どうぞよろしくお願いします。以上である。

(審査)

姫路 敏 この免税軽油制度というのは、法律で定められているかと思うのだけれども、これは時限立法というか、また継続して、また継続してと来ているわけか。その辺ちょっと教えてもらいたのだけれども、国の制度として。

商工観光課長 委員のご指摘のように時限立法であって毎年延長、延長でかわっている。

姫路 敏 最初に法律で定められたのは、何年ごろだったのか。3年とか5年とかでもう一回、もう一回、もう一回、もう一回というふうにしてきたわけだと思うのだけれども、それいつごろできたのか、田中角栄のときか。

商工観光課長 今回の請願説明の中にあるように、平成 11 年度に認められたという記載がある。そのほかの法をかえて、平成 27 年度の税制改正時に同じような推移ということで推移されたという記載が請願説明の中に書いてあって、知り得るところはその範囲である。申しわけない。

姫路 敏 私これは賛成なのだけれども、時限立法でやっていくと今回また平成 30 年に切れて、また延ばしてくれ、延ばしてくれということではないか。これは、これでいいのでしようけれども、今後やっぱり請願者に伝えたいの是一件法律として時限立法ではなくて、定めてくれというようなことも今後考えていったらいいのかなど、こういうふうに思っているけれども、一応これには賛成である、まだ期限切られるよりも。

本間 清人 これ何年前かには、船舶の方から船のこれが廃止になると困るのでと、一度出てきたことあったと記憶しているのだが、今回この請願の方々はスキー場の関係で索道の請願で来ているわけだけれども、例えばこの時限立法がこれで廃止になるよという段階を継続してくれという請願なわけだが、それが廃止になった場合は別段索道の関係だけがこういう軽減制度を廃止するのではなくて、全て船舶、農機具、フォークリフト、そういったものに関しても当然同じ法律だから、全て廃止にするのだよという法律に変わろうとしているのか。

渡辺 昌 一応今回は索道協会のほうから出ているのだけれども、調べたところによると例えば今出たような船舶とか自衛隊とか鉄道、あとは農業関係、あと生コンクリートとか、そういうさまざまところにかかっている免税であるので、もしこれがなくなるとなるとかなり影響あるので、どういうふうな流れになるのか別な法律なり、何かで対応するのかそういうのはちょっとわからないけれども、索道だけでなくかなり広い業界にかかっている制度である。

本間 清人 昭和何年からずっと継続、継続で時限立法を継続で来ているわけだが、恐らく廃止になると言ったら、船舶や農機具やそういったものまでを全部一元化で廃止となるとなかなか、やっぱり時限立法としては延ばしていくのだらうと思うので、一応この請願には当然私も賛成はするのだが、ただそれがなったからリフトとかゲレンデだとかというスキーの索道関係だけを特別排除して、そこだけは免税措置がなくなるよというのではなくて、やっぱりその法律の中で今まで免税措置されていたもの全てが今度は免税でなくなるよという理解でいいわけか。

渡辺 昌 だと思ふ。
姫路 敏 これ、意見書出してくれというのか。
渡辺 昌 そうです。
本間 善和 私もこれ賛成するほうなのであれなのだが、農業なんか非常に影響あるのです。商工観光課長、リッター当たり 32 円の税が索道あたりでかかってこないというのが今までの現状だったはずだけれども、現実的にあなたのほうで昨年度の結果でいいのだけれども、減税なければどのぐらいの市の負担がふえると、スキー場の経営負担がふえるという格好になっているか。
商工観光課長 平成 26 年度で約 58 万円。圧雪車のかかる分だけかなるので、平成 26 年度で約 58 万円。平成 27 年度は、稼働日数が少なかったせいもあるが、約 38 万円ぐらいの影響額が出るというふうに推計している。

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第 3 号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君） 暫時休憩を宣する。
（午前 10 時 33 分）

委員長（川崎健二君） 委員会の再開を宣する。
（午前 10 時 45 分）

日程第 2 議第 117 号 村上市職業訓練施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

商工観光課長 それでは、議第 117 号 村上市職業訓練施設条例の一部を改正する条例制定についてである。議案書の裏面をごらんください。この施設は、村上高等職業訓練校であって、現在職業訓練法人村上職業訓練協会のほうに指定管理業務をお願いしているところである。平成 29 年、本年度末で指定管理の更新の手続にあわせて改正前条例のうち第 1 条及び第 3 条及び第 6 条の規定が重複する部分があった、紛らわしい部分があったために今回指定管理者の行うべき業務を明確にするために第 3 条の規定を整備させていただいた。また、第 4 条の開館時間については現在午前 9 時から午後 10 時であるが、講座等の実態にあわせ、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分というふうな変更をお願いするものである。あわせて会館時間及び休館日について、第 5 条

で市長が特に認めるときという規定を、指定管理者は市長の承認を得てというふうな整理をさせていただいた。以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 117 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 118 号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

商工観光課長 議第 118 号は、村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定についてである。議案書の裏面をごらんください。第 10 条を改正した。第 3 項において同施設は、平成 29 年 3 月 31 日で現事業者の指定管理期間が満了するわけであるが、更新に当たり、これまで物産コーナー及びレストランの利用時間及び休館日については条例により規定していたが、今回の更新に当たり、指定管理者の創意工夫による効率的な運営を図ってもらいたいということで改正をしたものである。以上である。

(質 疑)

姫路 敏 ちょっとこの夕日会館の件なのだけれども、事務員さんがやめられてという話をいろいろ、さまざまな問題が絡んでやめられてということで聞いているけれども、この条例のことも含めてちょっと聞かせてもらいたいのだが、そういうの把握しているか。

商工観光課長 今年度に入って事業者の方から内容についてお聞きしているが、有限会社内の話ということで今回の条例改正とは一切関係はないし、ちょっと個人的な情報が入るので、ご答弁のほうはちょっと勘弁していただきたいと思う。

姫路 敏 一応夕日会館を切り盛りして運営しているのはご存じのように、山正鮮魚さんの社長さんが先頭に立ってやれているのでしようけれども、夕日会館の事務員さんがやめられて、そして山正鮮魚さんもやめられてごちゃごちゃしている部分もあるので、

その辺は指定管理でやってもらっている村上市の公金も入っているわけだから、少しその辺をしっかりと見詰めながら、運営等をしっかりと把握してやってもらいたいと思う。この条例は、創意工夫でやっていくということなので、いいのでしょうけれども、条例も含めて創意工夫の部分でいうと、そういうところも把握してしっかりと運営して、後で何かごたごた市に対しても起きないようにお願いしたいのだが、いかがか。

商工観光課長 議員のおっしゃること十分わかるので、十分留意させていただきたいというふうに思う。以上である。

本間 清人 これは、以前にも指定管理に出すときもかなり議会でもいろいろな意見があったわけであるが、その際にも指定管理者側から随時経営報告等をいただくという話があったときに、そういう報告も当時余り詳しくなされていなかったという話を聞いて、例えば夏場正味1カ月前後、2カ月間ぐらいはそれはあれだけの海岸線でお客さんも入るのでしょうけれども、では冬場はどうなのだという話をして、そのときに無理やり店開いて客が1人、2人でラーメン2杯を3人も4人も従業員抱えているのは、それはどこの商売にしたって経営は成り立たないわけだから、その辺考えたらどうだなんてことたしか俺言わせてもらったのを記憶にあるのだが、そういう今の経営状況とかお客の入り数、売り上げの推移なんていうのはもう全て把握されているか。

商工観光課長 指定管理の協定どおり、毎月月次で売り上げ、入館者数の報告は担当課のほうで聞き取りをしている。今回の条例も今本間委員のおっしゃった趣旨から言えば、改正すべきであろうということでの提案である。

本間 清人 全くそのとおりで、この間上程されたときにその分の指定管理料はどうなるのだとか何とかといろいろ話もあったが、そういったものを含めながらせつかく任せる以上はいい方向で、向こうも気持ちよく指定管理をできる態勢をとって、また市もそれだけ応援できる態勢をとるということで進めていただきたいなと思っているので、よろしく願います。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第119号 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 東海林則雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

都市計画課長 それでは、議第119号 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会条例を廃止する条例の制定について説明させていただきます。この条例は、歴史まちづくりを推進し、地域の活性化を図ることを目的とした計画を作成するための委員会を設置したものであるが、当該計画である村上市歴史的風致維持向上計画が策定されたことから廃止しようとするものである。なお、今後この計画等に変更が生じた場合などは、歴史まちづくり法に基づいて設置している歴史的風致維持向上協議会において審議していただくこととしている。説明は以上である。よろしく願います。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第120号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 議第120号 公の施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者の指定に係る資料の10Pをごらんください。この施設は、朝日グリーン・ツーリズム推進施設になる。指定管理者となる団体等においては、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4に記載のとおり都岐沙羅パートナーズセンターはグリーンツーリズムの推進事業を展開しており、その中で朝日みどりの里に隣接する朝日まほろば夢農園の管理も受託し、施設を有効に活用しているという理由からである。また、指定管理期間における申請指定管理料は無償としている。選定委員会の答申意見については、11Pにあるとおり更新内容についての上承の答申を受けている。以上で簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 120 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 6 議第 121 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 議第 121 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の 12P をごらんください。この施設は、朝日シルクフラワー製作工房になる。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4 に記載のとおり朝日村まゆの花の会は、朝日シルクフラワー製作工房の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置目的を十分理解しているという理由が主な理由である。また、指定期間内における申請指定管理料は無償としている。選定委員会の意見答申については、13P にあるとおり更新内容についての了承の答申を受けている。以上で簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 121 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第122号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 議第122号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の14Pをごらんください。この施設は、門前せせらぎ公園になる。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4に記載のとおり地区の公園として一定の権限を持って自主的な運営を行うためという理由である。指定管理期間における指定管理料は180万円、1年度当たり36万円としている。選定委員会の意見答申については、更新内容についての了承の答申を受けている。以上、簡単ではあるが説明とさせていただきます。

（質疑）

本間 清人 所管違いで農村公園条例だと経済建設のほうになって、違う公園だと市民厚生の方の所管になったりして、ちょっと意味わからない部分がいっぱいあるのだが、こうして地域、地域の公園がその地域の方に指定管理をしていただくというのは、これは絶対的にいいことなのだけれども、この指定管理料の180万円のその中身というのをちょっと教えていただきたいと思う。

農林水産課長 積算内容については、農林水産課の農業振興室の阿部課長補佐に答弁させていただく。
農業振興室長 積算の内訳については、役員手当とか清掃等の賃金である。そのほかトイレトペーパーだとか冬囲いの資材だとか消耗品費である。また、電気料、上下水道料、あと公園の不時の修繕費、あと今回から一般管理費ということで人件費の5パーセント以内で一般管理費を計上させていただいた。これを合わせて36万円、その5年間で180万というものである。

本間 清人 その項目の内容の金額わかるのか。

農林水産課長 これについても阿部課長補佐に答弁させていただく。

農業振興室長 人件費が28万円、消耗品費が8,000円、光熱水費が4万8,000円、修繕料1万円、一般管理費1万4,000円、合計で36万円である。

本間 清人 年間36万円のその指定期間分ということでいいのだが、同じこういった農村公園でほかの例えば集落の方に指定管理していただいているところも、それと同等のような指定管理料で例えばここは人件費25万だけれども、違う公園はゼロ円だとか違う公園は100万だとか、そういうことには絶対なっていないよね。

農林水産課長 このたびのせせらぎ公園、一つ一つ違って、ほたるの里として非常に利用価値があったり、そういった項目で単純に集落の人が使うとか、そういった場合は無償とかいうことであるけれども、ほかの方がいるということになれば、それなりの管理料は支払うべきということで計上している。

姫路 敏 修繕料1万円というのは、何か規定があるわけか。
農林水産課長 特に規定はない。項目計上というか、そんなことでお願いしているし、あと大きな工
事になればその都度ご相談いただいて補正で対応させていただいたり、また当初予
算で工事費というような形で計上させていただいたりしている。
姫路 敏 修繕料というのは、指定管理者の中では何ぼ以内とかはどうだとかということで決め
られているはずである。それを超えた場合は市で直すとか、それ以外であれば指定
管理者でやるとかという部分なのだけれども、そういったものはないのか。
農林水産課長 これについても、農業振興室の阿部課長補佐から答弁させていただく。
農業振興室長 修繕料1万円以内については集落というか指定管理者で、1万円を超えたものについ
ては市で負担するというような協定を結ぶ考えである。
姫路 敏 ちょっともう一つあれなのだけれども、これ市民厚生の方になってしまうかもしれ
ない、こういう公園とかという部分も。これは、農村公園だからこの所管でやっ
ているけれども、いろんな町内で遊具関係を持っていて、公園というのがあるよね。
これは、こういう部分についてもやっぱり一緒のような考え方で進んでいるのか。
それは、わからないか、所管外だからだめか、後で聞いてみるけれども。
川崎委員長 それは、所管外なので、ほかで聞いてください。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号につ
いては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第123号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林
水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 議第123号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定
に係る資料の15Pをごらんください。この施設は、海府ふれあい広場になる。指定
管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由とし
ては、4に記載のとおり地域間の交流や地区の活性化を目的として設置された施設
であるため、一定の管理権限を持って自主的な運営を行うためという理由である。
指定期間における申請指定管理料は840万円、1年度当たり160万円を通して
いる。選定委員会の答申意見については、更新内容について了承の答申を受けている。以

上で簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

(質 疑)

姫路 敏 1年間168万円ではないか。

農林水産課長 168万円であった。申しわけない。

姫路 敏 そうすると、月14万なのだけれども、それで運営どうなのか、やっていけるのか、あそここのところそのものがあれだけの施設とトイレの掃除とかそういったものが絡んでいるけれども、冬場とかはトイレあそこはオープンか。

農林水産課長 冬場もオープンである。

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の16Pをごらんください。この施設は、朝日有機センターになる。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4に記載のとおり平成19年に当該施設が開設された当初から指定管理により管理運営を行ってきた実績があり、施設について十分に熟知している団体であるという理由からである。指定期間における申請指定管理料は無償としている。選定委員会の答申意見については、17Pにあるとおり更新内容について了承の答申を受けている。以上、簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 124 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 10 議第 125 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 議第 125 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の 18P をごらんください。この施設は、神林有機資源リサイクルセンターになる。指定管理者の団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4 に記載のとおり当該施設を運営するために設立された法人で施設の設置目的等を理解しており、平成 19 年 10 月 1 日から指定管理者としての実績があるためという理由である。指定期間における申請指定管理料は 1,045 万 5,000 円、1 年度当たり 209 万 1,000 円としている。選定委員会の答申意見については、18P にあるとおり更新内容について了承の答申を受けているが、なお畜産農家が減少傾向にあることから、畜ふんの安定確保に努めるとともに堆肥の利用拡大を図るようという意見をいただいている。この意見については、当初建設時よりも家畜使用農家数が減少しているため、畜ふんの安定確保の意見が出されたものである。以上、簡単であるが、説明とさせていただきます。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 125 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 11 議第 126 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 議第126号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の19Pをごらんください。この施設は、イヨボヤ会館ほか4施設になる。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。特に公募によらない理由としては、4に記載のとおり鮭に関する生態を熟知している点、また市内内水面漁協との連携体制が確立されており、村上市の内水面漁業振興を担う団体となっているという理由である。指定期間内における申請指定管理料は、2億8,433万8,000円、1年度当たり5,686万7,000円ほどとしている。選定委員会の答申意見については、20Pにあるとおり更新内容について了承の答申を受けている。以上で簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

(質疑)

本間 清人 この中には入っていない中州公園って今どういうふうな形になっているのか。

農林水産課長 環境課所管ではないかと思われる、済みませんが。

姫路 敏 中州公園って環境課の所管なのか。中州公園ってこの鮭公園のところの草刈りとか、おまえさんのところでやっているのではないのか。中州公園のトイレの脇から全部所管でやっているのではないのか。

商工観光課長 中州公園自体は県の施設であって、管理委託を受けて、その管理のほうは環境課で草刈り等の業務を管理しているという状況になる。

姫路 敏 私初日にもちょっとお話ししたのだけれども、指定管理者となる団体の理事長が市長なわけである、これ。いろいろと問題が生じるのだけれども、お手盛りという問題が生じてくるわけである。自分で自分の団体の金額を決めて、それを自分が委任した、委託した専任の選定委員会にかけるということそのものが少し一般的に言えばおかしな話なので、その辺のことを考えるとこの指定管理者の理事長を今後市長以外の、前までは一般、民間のたしか大観荘さんの社長さんだったような気がするのだけれども、違うか。誰だったのですか。

商工観光課長 発足以来、歴代村上市長が務めている。

姫路 敏 それ全部時系列に出せるか、後で見たいのだけれども。

商工観光課長 資料のほう今持ってきていないけれども、あるのでご提供したいと思う。

姫路 敏 旧村上市の時代もだよ。

商工観光課長 発足以来そろえている。

姫路 敏 でも、これおかしいので、その辺はそれ見させてもらうけれども、ちょっとかえたほうがいいのかと思う。その辺もしかえることになれば、これの指定管理者の代表の理事とかが例えば副市長になるとか、あるいは誰でもいいが、ちょっと違う形の中で行われたほうがいいのかと思う。その辺検討する余地あるか。

副市長 私からお答えさせていただく。たしか本会議冒頭でも今姫路委員さんからそういうお

話があって、たしか市長も検討するというふうにお答えしたと思う。今のご意見についても私もその後定款等を調べて、確かに定款上は問題はないのだけれども、社会一般的に見て果たしてどうなのかなというふうな疑問もあるので、この指定管理期間内で早急に検討したいというふうに思うので、よろしく願います。

姫路 敏 よろしく願います。一般的な世間で道理の立つようなことを少し考えてもらえば、前からそうなのだからいいのだなんていうのではなくて、やっぱりその時点でちょっと検討してもらいたいと、このように思う。以上である。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 126 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 12 議第 127 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 議第 127 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料の 21P をお開きください。施設の名称は、村上市勤労者総合福祉センターである。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。公募によらない理由については、開館当時から管理してきた実績があるということと、適正な管理業務が行われているというところである。指定管理料については、22P 上段にあるように 5 年間で 5,014 万円である。なお、選定委員会のほうからは了承の答申をいただいている。以上である。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 127 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 13 議第 128 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

商工観光課長 議第 128 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料 23P をお開きください。施設の名称は、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」である。指定管理者となる団体等は、資料に記載のとおりである。公募よらない理由については、定住への誘導と地域の活性化を図るため農林漁業を含む地域の特色を生かした滞在型観光の宿泊施設として設置されたものであり、良好に業務を行ってきた実績があるということである。指定管理料については、3年間で 1,076 万 7,000 円である。なお、選定委員会からは了承の答申をいただいている。以上である。

（質 疑）

本間 善和 担当の課長にちょっとお伺いするが、交流の館「八幡」、設置してから大分年数たっていると思うのだけれども、耐震性とか宿泊客が泊まっているものだから、防火設備は十分だと思うのだけれども、建物自体の耐震性とか云々はどんなふうになっているか。

商工観光課長 耐震診断は実施していないが、老朽化していることは意識しているので、この限定期間も 3年と、3年の中で施設を更新したいという考えである。

本間 善和 今施設の更新というのは、どういう意味か。

商工観光課長 現在のところ担当課としては、建てかえを考えている。

姫路 敏 建てかえるということになると、また民宿経営やっている人たちとの民宿組合というのか、との話とかそういったものというのは進んでいるのか。

商工観光課長 現在建てかえ位置等を含めてまだ構想の段階であって、委員おっしゃるように建てかえとなれば地元民宿組合との協議は進めなければならないというふうには認識している。

姫路 敏 八幡をやるときには、今既存の建物というか校舎というのか、そういったものを有効に活用しようではないかという趣旨のもとにやり始めた事業だと思う。ということになれば、有効に活用としようとする施設が老朽化してきてくるのであれば、私は建てかえて新品にしてやるという部分ではないのかなと思う。指定管理の間はあれだけれども、どこかに老朽のものがあればそれはやるということであって、その辺も含めるとこれはまた非常に民宿の組合なんかとの今でも反発あるわけだよ、いろんな部分でのお客さんがそっち持っていられるだの何だのと。その辺よくよくち

よっと考えてから次のステップに入らないといけないのかなと思うけれども、いかがか。

商工観光課長 委員ご指摘のとおり、建てかえされた旧校舎を利用するという事で全国的にも着目をされた施設である。その後現状を申し上げますと、直接的な原因であるかどうかは別として、民宿の数が減っているということを知っている。その中で現在の八幡の利用状況を勘案した場合、また地域の中での拠点施設として宿泊以外の体験型という部分を含めると今建てかえの規模等は全然想定していないので、八幡地区の拠点地区として、滞在型観光の拠点地区としては必要だという部分での建てかえも視野に入れての現段階での構想である。

三田 議長 今議案と関係ないから、その議案出てきたときにやれ。そんなことしていたらとんでもない。指定管理3年でやるかやらないかのあれだから。

姫路 敏 議長はそう言うけれども、指定管理で次のこの中で次のステップのことも聞いているわけだよ。私は、これが言っていることが全くとんでもないところの施設の話をしているのであればこれはまたあれだけれども、内容なので、その辺は臨機応変にやってもらわないと。

三田 議長 まだ何もないというのだろう、担当課長は。

姫路 敏 施設の老朽化によって。

三田 議長 建てかえする、しないというのが決定しているの。

姫路 敏 それは、そのときには出てくるけれども、そのときのことどうなのだと、古いからという話をしているわけだから、別にそれ阻んでしまえば議論にならないと思うけれども。

三田 議長 今指定管理、3年でやるかやらないかという。

姫路 敏 それの話を今しているわけである。

副市長 今商工観光課長が申し上げたけれども、これまだ庁内で全然そういった検討がなされていないので、先ほどいただいている意見を尊重しながら、慎重に検討させていただきたいというふうに思う。よろしく願います。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 14 議第 129 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

商工観光課長 議第 129 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料の 24P をお開きください。施設の名称は、山熊田長期滞在施設である。指定管理者となる団体等は、資料をごらんいただきたいと思う。公募によらない理由としては、平成 3 年当時から管理を委託してきた実績があるということである。指定管理料については、5 年間で 175 万 5,000 円である。なお、選定委員会よりも了承の答申をいただいているところである。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 129 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 15 議第 133 号 平成 28 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

下水道課長 それでは、議第 133 号 平成 28 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について概要をご説明させていただく。第 1 条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,030 万円を追加し、予算の規模を 53 億 5,330 万円とした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明申し上げる。7 P、8 P をお開き願う。歳入の第 5 款 1 項 1 目繰越金で前年度からの繰越金 2,030 万円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9 P、10 P をお開きください。第 1 款 1 項 2 目の施設管理費であるが、10 P の説明欄で 1、公共下水道事業施設維持管理経費の修繕料 1,110 万円については、山北地区の桑川第 3 ポンプ場の汚水ポンプ取りかえのほか、村上浄化センターの重油ホームタンク用通気管修繕や各地区の緊急時対応のための修繕費として追加させていただいたものである。工事費の 170 万円については、黒田地内のナンバー 2、マンホールポンプの 1 号ポンプをオーバーホールする必要

があるので、その工事費として追加させていただいた。次に、2項1目の下水道建設費で1、公共下水道建設経費の測量設計等委託料750万円については、今後予定している都市下水路排水区域の都市計画決定区域の拡大見直しのため、村上第3地区の現排水路の確認、調査を行う必要があるため、その業務委託料として追加させていただいた。以上、よろしく願います。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第134号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長 それでは、議第134号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について概要をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、予算の規模を11億3,600万円とした。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明申し上げる。7P、8Pをお開き願う。歳入の第5款1項1目繰越金で前年度からの繰越金1,200万円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開き願う。第1款1項3目農業集落排水施設管理費であるが、10Pの説明欄で1、農業集落排水事業施設維持管理経費の修繕料890万円については、各処理場の機器修繕やマンホールポンプの修繕など緊急時対応のための修繕費として追加させていただいたものである。工事費の310万円については、神納処理場の活性汚泥濃度計が故障により交換する必要が生じたので、その取りかえ工事費を追加させていただいた。以上、よろしく願います。

(質 疑)

本間 善和 課長ちょっとお伺いしたいのだが、各処理場という格好で修繕料上がっているわけだけれども、課長のほうで農業集落排水施設で一番古くなった処理場というのは参考

に何年の年に営業を開始しているか。

下水道課長 済みません、今各処理場の供用開始ということによろしいですね。

本間 善和 そうです。一番古いやつだけでいいです。どここの処理場が何年の年という格好で、供用を開始した、処理場を開始した年度である。

下水道課長 済みません、今手持ち資料持ち合わせていないので、後ほど回答させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

川崎委員長 それでは、後でお願いします。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 134 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 17 議第 138 号 平成 27 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

商工観光課長 議第 138 号は、平成 27 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてである。決算書の 238 P 以降が決算書である。歳入合計が 6,474 万 8,409 円、めくっていただいて 241 P の支出済額が 6,395 万 9,219 円ということで、歳入差引残額が 78 万 9,190 円となっている。主なものをご説明させていただく。242 P、243 P をお開きください。1 款 1 項 1 目スキー場売上金以降一般使用料、それから雑入になるがスキー貸出料、ロッジ使用料、ロッジ電気料実費、コインロッカー使用料とも少雪により営業日の減があつて前年度よりも大幅な減となっている。その関係で一般会計繰入金についても運営経費の減が発生し、前年度と比較して 2,316 万 2,000 円の減となっている。なお、6 款 1 目 1 項のスキー場整備事業債は、スキー場のトイレ改修工事費について過疎債を起こしたものである。歳出についてご説明させていただく。244 P、245 P をお開きください。右側の説明欄でご説明申し上げる。1、蒲萄スキー場一般経費については協議会の委員報酬、会議負担金等である。2 の蒲萄スキー場運営経費 6,323 万 8,211 円だが、点の上から 2 つ目、現場作業員賃金については索道技術管理者パトロールリフト等、19 名分の賃金である。消耗品費 186 万 1,810 円には、スノーボードスーツ、スキーブーツ、ストック等の購入に使った。燃料費については、圧雪車の稼働時間の減により、昨年より減少して 120 万 8,846 円とな

っている。光熱水費についても営業日の縮小によりロッジの電気料及び水道料が少雪により少なくなっており、前年度よりも 48 万 6,000 円ほど減少して 348 万 7,847 円の決算額となった。修繕料 328 万 5,439 円については、圧雪車 2 台の点検、整備、修繕のうち 318 万ほどを圧雪車に使用している。それから、一番下から 3 つ目になるが、工事請負費 3,175 万 8,538 円についてはリフトの修繕工事が 1,998 万 9,720 円、先ほど過疎債を入れた山麓トイレの改修工事に 1,176 万 8,818 円の決算額となった。その他備品購入費については、レンタルウェア 10 着、レンタルスキー 60 組分を購入したものである。以上である。

(質 疑)

姫路 敏 245P の蒲萄スキー場の借地料 269 万 9,827 円ということで、これたしか蒲萄スキー場が再開するとき借地料についてみれば、蒲萄地区で持っている土地と、あと個人のものであって、個人のもとは個人のものでのやりとりなので、蒲萄地区の部分についてみれば、あのときに集落の区長さんが下げても構わないみたいなこと言って、そのままになってきていると思うのだけれども、これ影響あるのか、その後の変更はない。以前と同じ契約になっていると聞いている。

商工観光課長

姫路 敏 何でその話し合いがなされていかないのか不思議でしょうがないのだけれども、言っていることわかるよね。今平成 28 年ではないか、あれたしか平成 25 年ぐらいのときだよ、平成 24 年かストップしたの。その時点で今度再開に向けてやっていこうと、再開に向けていろいろと協議してやっていく中で借地料についてみても今後考えていきましょうよということをお話をし協議してやっているわけなのだけれども、そうすればあのときの話し合いは何だったのかという話になるけれども、そういう交渉事とかどうなっているのかなと、あのときは具体的に数字が 40 万ぐらいだったら下げられるという話までいったのだ。そういうことをちょっと少し考えてものをしていかないと、我々がここであなたたちと一緒に話しして、そしてその蒲萄スキー場の関係者も出てきて話ししたことが何の変わりもなく、すっと出てくるというのが非常に私はおもしろいというか、おかしいと思うのだけれども、この辺この決算で本当によろしいのかどうか、どう思うか、その辺。

商工観光課長 済みません、私その借地料の件について十分承知していないので、ちょっと事実関係というか、どういう経緯でこうなったかというのをちょっと調べさせていただきたいというふうに思う。

姫路 敏 あわせて除雪の委託料についても、どういうふうに変化したのか、以前とこういうふうに変化したというのをここで教えてもらえないかな。除雪の件についても出てきているのだよ、これは委員長から言っている。川崎委員長、今委員長やられているけれども、どうなっているのだと、除雪の関係はということでその辺も出てきているものだから、この金額の内容とその委託のさっきの部分というのはしっかり

と表示して明快に説明してもらわないと、これ決算はい、しゃんしゃんというわけにはいかないと思うのだが、いかがか。

商工観光課長 除雪の委託料については、スキー場分として作業委託費で112万1,200円プラス消費税で121万896円をスキー場分として支出している。

姫路 敏 除雪の委託料は、221万3,352円なのでしょう。その内訳は、どうなっているのかという部分だよ。

商工観光課長 失礼しました。今に加えて94万8,888円ということで、スキー場の2カ所部分の除雪料である。

姫路 敏 ということは、スキー場で管理する除雪にプラス市のほうの朝日支所から発注されるところの除雪費というのが、94万8,000円あるということの理解でよろしいのか。

商工観光課長 失礼しました。私の説明が下手で2枚に分けられていたものだから片方の数字を言ったが、先ほどの合計の額が蒲萄スキー場特別会計でお願いしてあるスキー場分、そのほかにまた2枚に分かれて恐縮なのだが、市道分として420万1,092円と259万8,480円ということで680万相当の金額が出ている。

姫路 敏 そうすれば、その680万相当というのは同じ除雪事業者を支払われていると、プラスここの蒲萄スキー場として220万何がしかということになると、それがいろいろ問題視されたという部分ってあったのはご存じか。

商工観光課長 済みません、承知していない。

姫路 敏 除雪は除雪で雪降ったときに除雪すればいいのであるが、雪も降らないで別に除雪きのうしたばかりできれいなのに除雪していると。除雪する駐車場と市道がぐっついていたりする。ここまではこうだ、あそこまではこうだと言ってもなかなか難しいところがあるので、一つに蒲萄スキー場としての除雪でいいのではないかという話もしたことがある。その辺のところをまた同じことを毎年こうやってしゃべっていかねばならないということ自体がちょっとおかしいのであって、その辺のところどうなのだろうということなのである。要するに市道としての部分の除雪の部分とあるが、微妙に駐車場との除雪が絡んでいる。駐車場は、駐車場としての除雪はやっているのだけれども、市道の部分についてみれば支所からこうやって600万くらい出ているわけだけれども、それが一緒になってやっついて一つはしなくてもいいようなときにもして、それを言うとやかましいとかと言われるとかという話も出てきたりもしたのである、前回のときに。それは、いかがなものかということで、その辺きちんと区切りをよくしてちゃんとした除雪できるようにということのことで蒲萄スキー場の除雪についてみれば、そういう注文が常任委員がべらっとかわっているが、あったのである。そこら辺課長もよく今後もう一回前の課長さんとよく話ししてみても解決できるようにしたほうがいいと思うのだけれども、この辺いかがか。

副市長 私も就任したばかりでちょっと過去のことかわからないのだが、先ほどの借地料も含めてどういった話し合いがあったのか、その後それにどういった対応をとってきた

のかということを含めて整理して報告させていただきたいと思う。よろしく願います。

三田 議長 借地料の件は、索道の関係で1回休んだのだ、蒲萄スキー場が。それで、皆さんもそれはもう課長は当時財政のほうにいたのかあれだけでも、私も当委員会の委員だったのだけれども、蒲萄スキー場を再開するかしないかという危機的な状況だったのだ。地元では、再開したいという熱望があったのだ。それで、陳情、ここへ来たのだ、向こうの蒲萄の区長さん方が。それで、こっちからでなくて向こうから地代下げても再開したいという要望があったのだ。私も当委員会の委員だったから、そうだ。それから、除雪の件はたしか川崎委員長が委員長だったかな、あの当時同じ委員会の。それで、何か非常に疑義があると、蒲萄のスキー場と地域内の除雪をもうまたがってというか、業者のいいなりというか、そういうような除雪体制があるということを知りつけて、そして当時の川崎委員長のほうからそういう発言があって、それを正すというような行政側の見解があったので、きちっとその辺は、当時はこっちから下げてとかなんとかと言ったのではなくて、向こうから再開したいがためにもう蒲萄スキー場どうするというような状況にあったのだ。ただ、やっぱり地域にあるものだから、これは残していかなければいけないとかんかんがくがくの議論あった中でそういう。そして、集落にしてみれば熱望的なことで地代下げても、集落所有地の地代を下げても再開してもらいたいという、ここに来て説明をしていたのだ。そういう経緯私もこの当委員会でいたものだから、それは事実なので、その辺はきちっとやらないとそれこそやむやでなあなあで、そのまま減額もしないでいくというのは非常に矛盾があるということの見解なので、きちっとやってください。

姫路 敏 議長ありがとうございます。そういうことでこの決算の内容を正すというよりも、今進んでいく蒲萄スキー場でいろんな問題、いろんな事業がなされるわけだから、来年の決算のときにはその辺のところも慎重に抱えて数字出してもらわないと困ると、これ反対しないから私は。そういうことなのだけれども、いかがか。

副市長 先ほど答弁申し上げたように、そういった過去のことについてよく理解、整理した上でお出ししたいと思う。よろしく願います。

〔委員外議員〕

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号につい

ては、起立全員にて認定すべきものと決定した。

下水道課長 申しわけない。先ほどの本間委員の農業集落排水の処理場の一番古いものということでちょっとお答えさせていただきたいと思う。よろしく願います。一番古いものとしては、山北地区中浜の処理場になって昭和 59 年の 8 月に供用を開始している。以上である。

委員長（川崎健二君） 暫時休憩を宣する。

（午前 11 時 57 分）

委員長（川崎健二君） 再開を宣する。

（午後 1 時 00 分）

日程第 18 議第 142 号 平成 27 年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第 142 号 平成 27 年度村上市下水道事業特別会計の歳入歳出決算について概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の 324、325P をお開きください。第 1 款 1 項 1 目都市計画下水道負担金についてであるが、1 節現年度分の収入済額としては 6,558 万 2,900 円、未納額は 373 万 5,680 円で、収納率としては 94.6%であった。次に、2 節滞納繰越分の収入としては 726 万 7,160 円、未納額は 1,783 万 7,150 円、収納率としては 27.3%であった。また、経済的理由や本人と連絡がとれない等、所在不明の理由により 148 万 7,503 円を不納欠損している。次に、第 2 款 1 項 1 目下水道使用料であるが、総額としては 6 億 3,999 万 5,673 円の収入となった。内訳としては、1 節現年度分で収入済額は 6 億 3,531 万 4,014 円、未納額は 329 万 6,201 円で、収納率は 99.5%となった。2 節滞納繰越分については、332 万 2,182 円の収入で未納額は 239 万 4,997 円、収納率は 56.8%であった。また、事業所の倒産や本人が所在不明などの理由から 13 万 3,756 円を不納欠損処理している。3 節施設使用料については、浄化センターやポンプ場敷地など土地使用料として 135 万 9,477 円の収入となった。この項目については、平成 26 年度までは第 6 款 4 項の雑入に区分されていたが、行政財産の使用料を明確にするために新たに節を設置したものである。次に、第 3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、1 節下水道事業費補助金については、補助事業で事業を進めている村上地区の下水道管渠敷設工事や瀬波第一中継ポンプ場の再構築工事費など社会資本整備総合交付金になる。備考欄に記載のとおり平成 27 年度現年度分としては 4 億 3,250 万円、繰越明許分で 1,975 万円となる。合わせて合計で 4 億 5,225 万円の歳

入となった。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。328、329Pをお開きください。第1款1項1目総務管理費から備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、公共下水道事業総務管理経費だが、13節委託料のうち中ほどで出納業務委託料の1,597万4,089円については、水道局が委託している下水道使用料金の出納業務委託料として支出したものである。次に、地方公営企業法適用移行業務委託料の343万円については、平成32年4月を予定している地方公営企業法適用移行に向けた基本計画策定の業務委託料として支出したものである。15節工事請負費は、市内全域で31件分の井戸メーター新規設置工事費などで170万837円を支出した。27節公課費の消費税としては、平成26年度の確定申告分と平成27年度の間申分で779万6,800円を支出した。2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、継続12件分で206万5,000円の預託を行った。また、同額平成27年度の貸付金収入として入っている。次に、第1款1項2目施設管理費であるが、こちらは浄化センターやポンプ場など下水道施設の維持管理に伴う経費になる。1、公共下水道事業施設維持管理経費の11節需用費関係では、浄化センターで使用する薬品の購入と消耗品費として2,578万4,625円、浄化センターマンホールポンプの電気料など光熱水費として1億62万7,421円、各施設の不時修繕155件分として修繕料2,300万2,659円を支出した。なお、不用額の1,414万4,306円については、大きなものとしては電気料になるが、当初値上がりを見込んで予算計上していたが、見込みを下回ったことによって不用額が多くなったものである。12節役務費については、通信運搬費で浄化センターやマンホールポンプの遠隔監視の電話料などで789万1,425円を支出した。廃棄物処理手数料については、檜原の新ごみ処理場で汚泥を処分した手数料として1,046万5,080円を支出した。この項目については、平成27年度の決算から新たに追加された項目になる。次に、13節委託料の施設維持保全業務委託料については、浄化センターポンプ場、マンホールポンプなど各施設の運転管理委託料として2億7,943万7,527円を支出した。次に、下から2行目の汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各処理場から排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料として6,817万2,085円を支出した。なお、不用額の4,050万1,203円については、施設維持、設備保守点検等の業務委託料の請け差のほか、檜原の新ごみ処理場の稼働によって汚泥処分費の軽減が図られたことなどにより不用額が多くなったものである。1ページめくっていただいて331Pの備考欄をごらん願う。15節工事請負費の7,268万4,810円であるが、こちらは浄化センターやマンホールポンプ、管渠の維持的な工事費として33件分支払った。次に、第1款2項1目下水道建設費をご説明させていただく。備考欄で1、公共下水道建設経費、13節委託料の測量設計等委託料6,060万3,204円については、現在整備を進めている污水管渠の実施設設計等の委託料を支出したものである。15節工事請負費の8億8,595万3,160円については、現在整備を進めている村上地区の管渠整備などの工事請負費を支出

したものである。また、管渠整備工事に伴って移設が必要となったガス、水道管等の移設補償金として5,077万5,400円を支出している。次に、2、公共下水道改築更新経費、13節委託料のうち工事委託料については、日本下水道事業団に委託した瀬波第一中継ポンプ場の電気設備、機械設備等の再構築工事の委託料で1億950万円を支出した。15節工事請負費6,599万3,711円については、府屋処理区や浜新田などで実施した管渠の改築工事費の支出となる。3、公共下水道改築更新経費、繰越明許分の工事委託料については同じく瀬波第一中継ポンプ場の土木、建築等の再構築工事の委託料で3,950万を支出したものである。次に、第2款公債費は元金及び利子で27億1,004万965円の償還を行った。以上、ご審議のほうよろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏 公共下水道のメーターなのだけれども、井戸掘って井戸のあるところにもメーターつけると。上水道と一緒にしているのだろうけれども、メーターつけるとそのメーターについて3万8,000円だか何ぼだかという金額が発生して、それを取りつけた世帯からいただくということによろしいのか。

下水道課長 水道料、井戸を掘られてメーターつけるとその分を控除するというので、その井戸の水を一般家庭用で使っている方がいる場合に、その場合については控除メーターをつけさせていただくのだけれども、その分については市のほうの負担で設置させていただいている。

姫路 敏 今までずっと下水道というのは、野ざらしにされていたのだけれども、数年前からしっかり下水道でもお風呂の水やら台所に引き入れているものもあるので、下水道に関してもメーターつけてその辺を徴収しようということ、たしかやるということで聞いてわかってはいるのだけれども、その取りつけたメーターに対してのメーターを取りつけるメーター代金というのは、その世帯からいただいているのか。

下水道課長 今委員のおっしゃられたものについては、市の負担で設置ということさせていただいていると思うが。

姫路 敏 というのは、三面のいとうかずひろさんという方、もう名前ばつと出すけれども、井戸のメーターつけるときに3万6,000円の負担をしてくれということで負担させられたと私にたったこの前電話よこしたのだよ。そういうのですかと言って私も調べておくれということなのだが、その辺いかがか。

下水道課長 個人の負担でお願いしている分については、その井戸から例えばビニールハウスとかそのようなところに水散水するとか、そういうものについては個人負担ということで設置させていただいているのであるが。

姫路 敏 その井戸の水をお花にあげたりしているらしいのである、お花にあげたり、そういうふうな。そうすれば、基本的には下水道には通らないわけだね、まず。でも、それでも井戸にはメーターつけると言って取りつけた、しかも取りつけたメーターの

設置料金まで3万8,000円だか何ぼだかと言っただけけれども、それ事実なのかどうかそこら辺なのだよ。

下水道課長 今ほどの散水の控除する水については、あくまでも使用料から控除させていただくということで、個人の方で設置していただくと、メーターの設置。その控除するメーターについては、個人の方に設置をしていただくということである。

姫路 敏 やっぱり井戸にメーターつけるというのは、みんな個人の井戸でしょう、あれ。ということになってくれば、井戸にメーターつけるときのメーターの代金は、そのつけられた個々のところからいただくという解釈でよろしいよね、そういうことになる。

下水道課長 井戸水を使う方については、市のほうでメーターは設置はするのであるが、その中でほかのところに使用される、先ほどの散水とか。散水するという例えば外のほうで生活用の水として使う以外のものについては、個人の方で控除メーターを設置していただくということになる。

姫路 敏 そのメーターつけるということは、結局そこに料金が発生するということでしょう。メーターとは何のためにつけるかという、何ぼ使ったと、その使った分に対して市は料金をもらうよというためのメーターでしょう。そうでなければ、個人がつけるわけじゃないか、つけたくないわけだから、そんなものは。だから、市が徴収するよというメーターをつけるに当たっては、どこでもそうだけれども、ガスのメーターでも電気のメーターでもみんな業者がやるわけだよ、市が業者になるのでしょうか、それでメーターから見て何立方メートル使ったからというさんおまえ何ぼよこせと、こうなるわけだ。そのメーターをよこせという、そのメーターをそこのうちの人からつけさせるということは、そういうものいっぱいあるのか、この収入の部で。どこに入ったのだから、俺わからないけれども。言っていることわかるよね、私の。

下水道課長 村上水道事務所長にちょっと詳しく説明させていただく。

村上水道事務所長 実は、井戸メーターには2つの取り扱いがあって、要するに蛇口から出る水を流す排水用の井戸メーター、それは当然私どもが料金をかけるメーターになるので、私どもで設置する。ところが、ハウスとか営業用に使っているような要するに排水に流れない、外に流れる水についてはお客様の選択で控除していただきたいという願いがあれば、控除メーターを設置してその井戸メーターからその控除した分を引いて料金をかけるという形になる。そういうときには、お客様の選択の中で控除していただきたいということなので、その控除メーターについては料金はかかるという形に、お客様負担となるという形になる。

姫路 敏 その控除メーターというのは、3万何がしかもするのか。

村上水道事務所長 それは、ケース・バイ・ケースで底がコンクリートとか土とか、その状態によって違う。

姫路 敏 わかった。これ以上言うと一般質問になるので、それはそれでいいです。とりあえず
そういうことで結構もらっているところいっぱいあるのか、とりあえずは。

村上水道事務所長 実は、控除メーターについては最初は控除するためにつけられる方が多いのだけ
れども、実際8年で検満が来て、またメーターを購入しなければならないというこ
とが訪れるので、実はやめているケースが多いです。

姫路 敏 そうすれば、控除メーターだって何のための控除だかという、もともと井戸を掘っ
ているのは自分のところで掘っているわけだ。いきなり行政がやってきて井戸にば
んとメーターつけて、今度は井戸の水を使ったのもおまえたちから請求するからと
言われたときにががんとするわけだ。こんなのおまえ外にお花に水やっているのま
でとるのかという話、それに対応して控除メーターというのをつけたわけだ。そう
いうのであれば、控除メーターそのものだってある程度はそれで儲けているのは行
政なのだから、控除メーターはしっかりと仕分けしているのは行政が本来仕分けし
ねばないわけでしょう、これ何リットルここは使う、ここは何リットル使うとい
うのは。そんなのは、そうすれば申告でいいのではないか、メーターではなくて。そ
のうち何割使ったかとか。でなければ、3万何がしかも毎回更新のたびにもらっ
ていったのでは、これ相当収入になるのではないか。そこら辺もやっぱりしてもら
ったほうがいいですよ。

村上水道事務所長 控除メーターの3万何ぼというのは、たまたまそのお宅がコンクリか何かで壊
れて使われたのかもしれないけれども、実際メーターをほとんど20ミリが控除メ
ーター多いのだけれども、16ミリが井戸の配管なので、20ミリのメーターで大体およ
そ五千何ぼぐらいするのだ、1個、買い取りすると。そして、そこにメーターボッ
クスが3,000円ぐらいするという形で、普通の土であればそんなにはかからないはず
なので、多分コンクリのお宅だったと思う。うちのほうで井戸のメーターをつける
場合は、全てうちのほうで積算するときにはうちのメーターは全てうちのほうで支
出してお金を出している形になるので、本当にお客様が控除していただきたいとい
う選択の中での選びであるので、その辺はご理解願いたいと思うが。

姫路 敏 お客様は、市民だよ。市民税金払っているわけだ。そして、井戸あるところから井戸
の水上げて、上げたものみんな賦課していつているわけだ、行政としてみれば。そ
こで賦課していつているのであれば、そこでどのぐらい使うかと言って事前にチェ
ックでも入れるのであればメーターもいらなくても、メーターでしっかりと把
握していくのはあなたたちの仕事ではないの、それ。そうすれば、何ぼかやるのに
全部そうすればその世帯から全部とるということをやっているならば、おもしろくない
と思うよ。市民にしてみればそんなこととしてとっておいて、控除の分だけ控除メ
ーターつけるから金よこせなんて、俺言われたら何言っているのだよという話になる
よ。お互いにそういう問題。

村上水道事務所長 井戸の場合ほとんど井戸メーターというのは、今控除メーターというのはつけな

くて、井戸の手前から分岐することが多いのである。恐らくそこは、控除メーターという話でくくりしているけれども、水道のメーターをそれぞれハウス用とか何かにするときに分岐した控除のメーターではないかなということでは推測されるけれども。

姫路 敏 とにかくメーターというのは、料金を発生させるためのメーターなのだから、控除というのもはこのぐらいだねというそれを制御するメーターなのだから、メーター器機類というのは全てガス会社も電気会社も全て業者でみんなやるわけだから、特別行政だけがあれするというのはそれちょっと考えものなので、今後検討してみてください。せっかくこの決算の中に入っているのだと思うけれども。

下水道課長 今ほどの姫路委員の件についてであるが、今実際控除メーター等設置しているところもあるので、その辺をよく精査しながら、ちょっと検証してまいりたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

姫路 敏 とりあえず、まずここで一つ休む。

本間 善和 課長、平成 27 年度末の各地区は出てこないと思うのだが、ざっくりでいいのだけれども、水洗化率というのはどのぐらいになっているか。全体でいいです。

下水道課長 全体でということであれば、66.5%である。

本間 善和 村上市全体という格好で、これ特環も集排も漁業集落も全部入れてという。

下水道課長 公共と特環を含めてである。

本間 善和 近々この公営企業適用に移行するという格好で委託料を支出しているわけだけれども、あなたのほうから見て素人の私に今までの特別会計と公営企業の会計の利点と欠点をちょっと話してみてください。

下水道課長 特別会計の利点と欠点というか、下水道事業についてはどうしても使用料で賄えれば一番よいのだけれども、使用料で賄えないというようなところがあって、その中でも公営企業化というのをその中の資産をはっきりさせた中で、固定資産もそうなのだけれども、資産評価をこれからして、そのあたり一部法適用という形で進めさせていただくが、その中で資産を明確化にして適正な運営をやっていくという面はメリットかなと、ただデメリットなるものというのは、やはりなかなか使用料の中では賄えないというようなものもあるので、その中で一般財源からの繰り入れをいただいてもやるというのがデメリットなのかなと。ただ、今後公営企業化になったときには今資産価値等もそうなのだけれども、使用料の今後控えているけれども、従量料金等も含めてであるけれども、その場合の算定にはその参考となつてはよくなるのかなというふうには考えている。

本間 善和 課長、公共下水道に関してだけであるけれども、今まで多額な金額を村上市合併前からやっているわけであるけれども、このピークというのは来ると思う、処理場建設してきた。53 年ころから始めたと思うのだけれども、昭和の。そして、どんどん、どんどん下水道の投資金額ふやしてきて、耐用年数が処理場の場合何十年、40 年と

か 50 年とかという格好で決まっていると思うのだけれども、何年あたりでそのピークが来るか、更新の。

下水道課長 私もちよっと試算したものはないのだけれども、その中で統計の中では要は起債の償還のピークがあるのだけれども、ただ維持管理費とか建設費については今管渠整備、あと改築更新費はあるのだけれども、維持管理費的なものも若干ふえていて、その中でちよっとピークとなると何年と検討しているものが今ないものだから、ちよっとお答えするわけにはいかないのだけれども、昨年度で維持管理費としては各地区で 7 億 4,000 万ほどのお金がかかっている。その中でやっている建設費そのものが 12 億、その中の 7 億ということなので、今後それがふえていくということになるので、詳しい年度はちよっと今お答えはできないけれども、今後 10 年以内には来るのかなというふうには考えている。

姫路 敏 329P の一番下から 2 番目、汚泥等収集運搬・処分業務委託料というところで汚泥が出るあたりまでだけれども、沈殿して。それを運搬しているのだけれども、それ前に開成さんというところに処分というか買ってもらっていたというか、そういう経緯あるのだけれども、それ今は全くしなくなったということなのだけれども、それ前にしていた当時というのはどのぐらいの汚泥の金額的にいえば削減できていたのか、約 1,000 万ぐらいか。これ中村さんのほうがよくわかるかもしれないけれども、担当だったもので。

建設 課長 委員おっしゃるのは、今まで下水汚泥を新潟のほうに運んでいたのだけれども、隣に開成さんができてそちらのほうに汚泥を運んだと、その差が幾らという話だと思うけれども、記憶の範囲でしかないのだけれども、下のほう行くと資料あるということなので、それでちよっとお話しさせてもらってよろしいか。

姫路 敏 循環型社会という構築の中に当たって、今その開成さんというのがあるところに出た汚泥を利用して温めて果物等をつくったりいろいろやっているが、そのときに行政のほうは開成さんに売るわけだね。買ってもらうのか、買ってもらうということは売るわけだね。開成さんが何ぼかで買うわけだね、いや違う。開成さんに金払ってお願いしてもらって、その差額私 1,000 万ぐらいだったと私の中では記憶しているのだけれども、それでも相当のお金が削減できるのではないかと、まず汚泥をそのまま新潟のほうか、日本アクシーズか何かに運んでもらって処理しているよりは少しは効果が出ると思う。そのことの行為をやめたということそのものは、結局機械的なところでの問題だったのだらうと思うのだけれども、開成さんのほうで汚泥を処理していく、その汚泥を処理している機械が詳細、ごみとかそういったものがいっぱい出てくるとうまく機能しないので、どっちかに開成につけるのか、あるいは行政側に汚泥の詳細、汚泥をもうちよっと細かくできる引つかからないようなものに機械を入れるということになれば相当な金額、設備投資かどっちかに必要になってくるのだらうということでの範囲だったと思うのだけれども、それをやって比較とい

うか何年かでペイするとかそうったものというのは考えたことあるのかという部分なのである。要するに常に汚泥を運んでもらうだけではなくて、あそこを利用することによってできた汚泥が違う形で電力に変わったり、ああいうふうに温室の効果をもたらしたりしているわけだから、そういうところに貢献しているところもばつと抜きにして、前までやっていたように汚泥は新潟のほうに処理やっているという金額はこれだと思うのだけれども、そこなのだよ。言っていることわかるか。開成を利用することによって処理料が少し落ちたわけだよ、行政側も。しかし、トラブルが発生して汚泥の品質というのは少し言い方おかしいけれども、ちょっと粗い汚泥なものだから、機械がトラブル起きないようにもう一個つけねばないといことをやるということになってくると、設備投資が必要。その設備投資必要でも、それをつけることによって5年、10年のスパンの中でペイされてくるのであれば、非常に循環型社会に貢献している村上市ができてくると思うのだけれども、そこから辺何でしないのか、検討しているのか。

下水道課長

今ほどの件については、私もちょっと承知のほうでいて、それで開成さんのほうの受け入れるほう、そちら側のほうについて先ほど委員がおっしゃられたように、やはり髪の毛とかその辺が入ってしまうと機械が回れないということで、そちらのほうに例えば機械を取りつけた場合に幾らになるかということを知った経緯がある。そのときに、1,000万は超えると、細かい話はあれだったのだけれども、1,000万円は軽く超えるよというような照会だったのだけれども、その中で市の浄化センターのほうに髪の毛とか輪ゴムとかさまざま入ってくるわけなのだけれども、それが除去できるようにしたらどのくらいかかるかというようなお話もさせていただいた。そうすると、億近いお金がかかる。その目を粗くしてやっていくとなると汚泥の水質管理、それとそこまで今望まれていないとか、設置したとき。そこに新たに設置するとなるとまた相当の金額がかかるよと、それがはっきりした数字はもらっているわけではないけれども、その中でそれも億近くかかるだろうというようなお話の中で、檜原の新ごみ処理場できて、それで先ほど委員おっしゃられたように新潟とか運んでいたのだけれども、そちらのほうに運搬することによって今まで汚泥処分費だったものが今度手数料に変わって、1立方メートル12円なのだけれども、かなりそちらのほうでも削減されていると。今ほどのお話あったこの処分業務委託料のほかに今までだと先ほどの檜原に持っていったものも運搬費、運搬費はあれなのだけれども、処分料、それがかなり軽減されたということで、そうした場合に開成さんのほうにつける、市のほうで例えば支援とかできるのかどうかというようなことも議論、本来はもっとあるべきなのかもしれないけれども、かなり軽減されているので、そうするとそちらのほうへのものというのはちょっと今現実的には検討とか、そちらのほうについては今していない状況である。

姫路 敏

開成さんのほうで例えば数千万円の汚泥の処理に当たって、村上市の粗い汚泥を自分

のところでは処理して利用できればという設備をしたいということに関して村上市とご相談をした結果、村上市はそんな補助金つけられないということで、ではだめだねということで今に至っているわけだけれども、それというのは数千万円だかもしれないけれども、補助金半分とっても500万か600万かわからないけれども、補助することによって循環型にふさわしい、そこで汚泥をしっかりと循環型社会の中の企業体で使えるようになるということであれば、それぐらいの後押しもしてもよかったのではないかと、窓際で閉じていないで、今後やっぱりそういう意味でいうと必要性はあるのではないかと、協議していった。そうすれば、もうちょっと決算的にこの部分が安くなるでしょう。

下水道課長 私来てからは、開成さんのほうからは一切そのようなお話というのはお伺いしていない。

姫路 敏 開成は諦めたのだよ。村上市と話していてもしょうがないということで私も言った、はっきり言って。村上市と全然話していても先に進まないし、そんなところと話もしたくないと言っているのだ、実際は。でも、村上市がそこに一步踏み込んでそういう機械設備して我々の汚泥を少しでも処理してくれよという姿勢を見せれば始まるよ、また。それを閉じてしまったのがもとの課長さん。話にならないと言っていた。要するに何を目標しているのかわからない。自分らは、自分らでやっぱり企業体で運営しているのであればいいけれども、でもそこにやることによって少しでもこの金額が削減されて、少しでも500万でも1,000万でも削減されて、それでそこにもう循環型社会ができるのであればこんないいことはないですよ、私はそれを言いたいので、この決算書見ながら。そういうところも少し検討する余地はあってもいいのではないかとということで副市長さんどうであるか。

副市長 私も開成さん若干の情報もある。たしか私がそのときに聞いたのは、汚泥の中にはものとしての取り除かなければならないものもあるけれども、よく家庭で薬を飲んでいらっしゃる方がいれば、そこに入っている化学物質、これが果たしてふさわしい、とった後の肥料とかそういったものに使えるかどうかを考えるとなかなか難しい部分もあるよねというふうなお話を聞いたことがある。だから、循環型社会は確かに理想だし、そうありたいのだけれども、全てが循環にふさわしいものであるかどうかについては、やはり今後もう少し深い意味で検討する必要があるのではないかなというふうに思う。ただ、考え方としてはおっしゃっていることはよく理解できる。

姫路 敏 副市長、私の言っていることと副市長の言っていることが少しかみ合わないのだけれども、開成さんは大きな投資が必要なことから、仕分けしていくのに。ガラス瓶みたいなのが入ってくるし、髪の毛だのいろんなが入ってくるから、それを仕分けできるような機械という装置を入れれば十分に使えるのだと、しかしその仕分けする機械というのが相当高額だと、1,000万、2,000万するのだろうし、そういうのであればそういうことを入れて、でも汚泥を入れていきたいのだけれども、どうかと

言ったら、そんなお金は補助金もないということで、それはそれでいいのだよ、それは。中村さんの考え方があったので、それは。それで、だめだねということで交渉しても無理だという話になって、何度かそこでなる前に私もしてきたのだけれども、結局決算には反映されていないわけ、その辺が。そうやって考えてみるとそういう交渉事も一つまた今後つけて、そしてやるべき問題なのではないかなと。そののあれが悪いとか薬飲むのが悪いとかではなくて、機械そのもの設備の話を言っているわけ。だから、恐らくもう話には乗ってくれないかもしれないよ、これは。でも、我々としてみれば少しでもそういったところに貢献して汚泥の処理料が下がるのであればそういう話も一つ必要なのかなと思うけれども。

下水道課長 今ほどの件であるけれども、先ほどお話ししたように市の浄化センターの施設そのもののスクリーンとかも検討したことあるのだけれども、実際汚泥の今までの開成さんが幾らか買って来たかとか、それとそれを市のほうに例えばそういう施設をつくったりとか、また開成さんのほうに例えばつけるとかのときに、さまざまな経費というのが当然発生してくるわけなので、その辺はちょっと今後研究させていただいて、市のほうでの負担軽減になるようであれば研究させていただいて取り組んでいきたいと思う。

建設 課長 私も下水道課長していたとき、姫路委員から今のようなお話がこの委員会で承っている。その後今ほど下水道課長から話あったように市の村上浄化センターに破砕機、ごみを細かくする機械、それを取りつけたらどのくらいかかるかなというふうなことで試算したところ億近い金がかかると、そうするとこれは非常に高額な金額でとても処理側では対応できないというふうなことの中で、次に開成さんのほうにおたく様のほうで破砕機をつくるとなると、どういう考え方があるかというふうなことで確認したところ、たしか1,000万幾らぐらいかければ何とかかなというような感じであった。ただしかしながら、その段階では機械はまだ実績がないというか、どこでもそういう機械使っていなかった状態なのである。その話の中で当時開成さんもほかの自治体とか場所で民間か、詳しい場所はお話聞けなかったけれども、この事業を展開しているほかの場所でもそのような下水汚泥的なものを処理するものを今検討しているのだと、そこにはそういうふうな破砕機も今考えているよというふうな中で、そうすればもしそういうのが動き出して、どこ動いているのか教えてくださいとお願いしたけれども、なかなか企業的な話なので、教えていただくことができなかった。そんな中で実績ができたらお話してくださいというようなところで私のところでは終わっていた。

姫路 敏 そういふのであれば、今その当時は実績とかそういったところが少し万人だったものだから、そういう話に終わっているのであれば、今もうあれから数年たっているので、実際に自治体のほうにつけるとしたら相当な大きなものになるので、これは困るけれども、受け入れる側の開成のほうにつけていただいで、それでやるというこ

とになればどのぐらいの設備投資が必要なのか。それとあわせてそこにやることによって我々の行政側のほうではどのぐらいの削減ができるのかという部分のあとはケース・バイ・ケースあるけれども、収支のことだと思うのです。設備投資にちょっと加減して補助出してもやらせることによってこれだけ、ないしは開成のほうもうまく回るのであればそういうようなことを今後考えてきてみて、来年あたりぐらいまでに。

(「さっき、下水道課長、そういうふうな答弁をした」と呼ぶ者あり)

下水道課長 先ほどもちょっとお答えさせていただいたように、開成さんからお話はなかったが、今お話委員のほうからあったように、やはり当然市のほうにもメリットというかなければ当然なかなか手をつけられないところだと思うのである。だから、その中で開成さんの例えば機械というか、取りつける機械、また先ほども話した処分のほうの関係の中で要は企画設計等してやはり有利だよと、そちらのほうに委託開成さんのほうにしたほうが有利だよとなれば考える余地はあるのかなと思っているので、その辺も少し細かく調べさせていただいて検討させていただきたいと思う。先ほど開成さんの処分料ということで、当初は1,350万ぐらいを予定していたみたいなのだが、実質的には800万くらいだったということなので、そうすると約550万ほど安くなったのかなということである。

姫路 敏 年間830万くらい実績として出てくるのであれば、10年でそれ掛ける何千万かになるわけだから、そうすれば相当な経費削減にも村上市もつながるし、ちょっと前向きにもう一回検討してみてください。決算からそういうことを言いたいのだが。

下水道課長 市のほうもその後先ほどお話しした檜原の新ごみ処理場のほうが出て、かなり年間でも手数的なものでも処分費との差があって安くなっているというようなことなので、その辺を十分比較、検討しながら検証させていただきたいと思う。

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

日程第19 議第143号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

下水道課長 それでは、議第143号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計の歳入歳出決算について概要をご説明させていただく。初めに、歳入の主なものについてご説明させていただく。決算書の339、340Pをお開きください。第1款1項1目農業集落排水

事業分担金についてであるが、1節現年度分の収入済額としては76万円、未納額は8万円で、収納率としては90.5%であった。第2款1項使用料については、農業集落排水と個別浄化槽の施設使用料として総額1億8,451万7,111円の収入となった。未納額は64万6,602円、収納率としては99.7%であった。次に、3款1項1目集落排水事業県補助金であるが、こちらは瀬波地区滝の前集落で実施した管渠等整備費の補助金と、これまで実施してきた集落排水事業の起債償還に伴う県の補助金になる。合わせて7,274万8,000円の歳入となった。次に、歳出の主なものについてご説明させていただく。343、344Pをお開きください。第1款1項1目農業集落排水総務管理費から備考欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。1、農業集落排水事業の総務管理費、13節委託料で出納業務委託料471万2,205円であるが、こちらについては水道局へ委託した下水道使用料金として支出した。27節公課費の消費税については、平成26年度の中間確定申告分と平成27年度の中間申告分で916万7,900円を支出した。2、集落排水事業排水設備整備資金預託金については、継続6件分として98万8,000円の預託を行った。また、同額平成27年度の貸付金収入として入っている。次に、1款1項4目農業集落排水施設管理費であるが、こちらは処理場やマンホールポンプなど集落排水施設の維持管理に伴う経費になる。1、農業集落排水事業の施設維持管理経費の11節需用費関係では、光熱水費で4,644万3,477円、こちらについては処理場やマンホールポンプの電気料などで支出している。そのほか各施設の不時修繕費129件分として修繕料2,154万8,796円を支出した。なお、不用額の549万8,340円については電気料などで値上がりを見込んでいたが、予算計上していたが、見込みを下回ったことによって不用額が多くなったものである。次に、12節役務費の通信運搬費の379万5,422円であるが、こちらは浄化センターやマンホールポンプの沿革監視の電話料などで支出させていただいた。次に、委託料の施設維持保全業務委託料の5,631万8,372円については、処理場、マンホールポンプなどの施設の運転管理委託料として支出させていただいた。そのほかに設備保守点検業務委託料774万9,190円については、同じく各処理場の管理、運転、電気工作物の保守点検等で支出させていただいた。測量設計等委託料の481万8,960円については、神納処理区の施設台帳の作成業務委託料として支出している。次に、汚泥等収集運搬・処分業務委託料の4,304万9,943円については、各処理場から排出される汚泥の処分、収集運搬業務の委託料として支出させていただいた。次に、15節工事請負費の421万2,000円になるが、こちらについては処理場とマンホールポンプの維持的な工事3件を行ったものである。1ページめくっていただいて346Pの備考欄をごらんいただきたいと思う。1款1項6目の個別浄化槽施設管理費であるが、こちらについては河内集落の小型合併浄化槽の管理経費として24戸分で134万6,319円を支出させていただいた。次に、1款2項1目農業集落排水建設費、1、農業集落排水建設事業経費であるが、こちらは瀬波地区滝の前集落の農業集落排水事業の

管渠整備の事業費で工事費として6,812万9,640円を支出させていただいた。2款公債費については、元金及び利子で7億8,269万4,816円の償還を行った。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

日程第20 議第144号 平成27年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 それでは、議第144号 平成27年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。初めに、350、351Pをごらんいただきたい。歳入の款別決算額の合計額によって説明を申し上げます。予算現額8億4,040万円に対して調定額は8億818万8,515円、収入済額8億568万8,547円、不納欠損額13万646円、収入未済額236万9,322円である。不納欠損額については、水道使用料金であって対象者が6人、件数は26件である。また、収入未済額の内訳については、水道使用料の現年度分は対象者78人で229件、100万6,006円である。また、滞納繰越分については対象者が56人、308件で同じく136万3,316円である。また、予算現額に対して3,471万1,453円の減となっているけれども、主な要因としては水道使用料等で130万1,027円、集落排水事業に伴う水道施設の移設等の補償金、これで98万5,732円、簡易水道統合事業、建設改良事業等の施設建設費の減、これに伴って簡易水道事業債を3,280万円減している。これらによるものである。続いて、352、353Pをごらんください。歳出の款別決算額の合計は、予算現額8億4,040万円に対して支出済額7億9,982万9,114円である。不用額は4,057万886円となって、歳入歳出の差し引き額は585万9,433円となっている。不用額については、施設建設費等の減が主な要因である。続いて、354、355Pをごらんください。歳入の主なものについて説明申し上げますと、まず消火栓の修繕工事の負担金である。これについて1,297万6,298円である。水道使用料及び手数料については、1億9,274万4,973円であって、当初予算比130万1,027円の減である。なお、水道使用料の収納率は現年度分で99.48%である。次に、国庫補助金であるが、蒲萄地区簡水及び南大平・指

合・河内地区簡易水道の統合整備事業、この補助金で合わせて6,514万1,000円である。次に、一般会計繰入金は1億8,996万円であって、起債の元利償還金、それから施設維持費、建設改良費、人件費に充てさせていただいている。また、356、357Pをごらんいただきたい。市債であるが、簡易水道統合事業、建設改良事業、こちらに合わせて3億3,920万円を借り入れている。次に、358、359Pであるが、歳出の主なものであるが、一般管理費では水質検査、あるいはメーターの検針、検満メーターの交換などの管理費、それから人件費合わせて5,037万1,723円である。施設の電気料、漏水等の修繕、施設の維持管理委託等、これらの施設管理費が合わせて8,305万3,974円である。次に、360、361Pの施設建設費、こちらをごらんいただきたいが、主な事業として建設改良では送配水管の改良、それからポンプ、メーター等の水道施設の修繕、消火栓の取りかえ修繕、これらを行っている。次に、蒲萄地区の簡易水道統合整備事業であるが、平成27年度は国道7号の推進、配水管水管渠の建設、舗装の復旧、配水池場内整備等を行った。事業を完了して本年4月1日から上水道と統合をしている。次に、南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業である。こちらについては、高区配水池の築造、配水管の改良等を行っている。また、起債については元金1億6,551万4,740円、利子4,983万4,285円を償還している。平成27年度末の起債の残高については、28億6,568万6,000円となっている。最後のページになる362Pをごらんいただきたい。実質収支に関する調書である。歳入総額は8億568万8,000円、歳出総額が7億9,982万9,000円、差し引き額は585万9,000円で、実質収支の額も同額である。翌年度へ繰り越しをする。説明は簡単であるが、以上である。よろしく願います。

(質 疑)

姫路 敏 滞納関係なのだけれども、滞納に至るまでの水道を使った、引き落としできない、その次に何するのかわらなくて教えてもらえるか。現年度分79人で229件なんていうのもある。

水道 局長 業務管理の室長から詳細を答弁させる。

管理業務室長 それでは、今ほどの質問であるが、まずその月の料金を請求して月末がほぼ納期限になっているが、そちらで料金の支払いがない場合、翌月に督促状というものを発行する。翌月その督促状でも未納の場合は、そのまた翌月に催告状というものを発行する。それでもまだ納まらない場合、もう一回催告状を出して、それでも納まらなければ今度給水停止の通知を発行する。

姫路 敏 例えば3月の頭に幾ら幾ら、例えば1万円だよという請求が行くよね。3月の28日かわからないけれども、そのぐらいのときにそれに従って引き落としをかけるよね。ところが、行政側で引き落としをかけても残高不足か何か入ってなくて引き落としできなかったということになったときに、私の記憶だと翌月の、例えば3月の末で

あれば4月の10日に再引き落としをするので、ご入金くださいとかという流れではないのか。

管理業務室長 おっしゃるとおり口座振替の方に関しては、1回振りかえにならない場合はそのすぐ後に再振りかえのご案内を出して、翌月の11日が一応予定日になっているが、そこで再振りかえをかける。そこでも振りかえにならなかった人に対して督促状を出すということになっている。

姫路 敏 そのときに、再引き落としもできなかったということになったときに、そのお客様から申しわけないのだけれども、4月のときに一緒に引いてくれないかということをお願いした場合、それは引けないのか。

管理業務室長 引き落としに関しては、市全体で協議があって再振りかえまではやっても、それ以降は行わないというふうな統一した数年前に申し合わせがあったかと思う。それで、随時の振りかえは行っていない状態である。

姫路 敏 3月の28日に引けなかったと、4月の11日に引くよと、引き落としするのでご入金くださいと言って引けなかったと、4月の下旬には今度4月分を引いていると、3月の分はずっと残ったまま4月も引き落としオーケー、5月もオーケー、6月もオーケーとこうなってくるわけだ、まず。そして、7月に給水停止ということでご案内行って、ご案内行ったときに集金に来てくれという話をしたときに、集金は行けないということで給水停止のときに玄関先に金用意してこれ持っていけと、3月分だと、そういうこと私はとめにきたのであるとそのお金は要らないと言ってとめられたというのだけれども、これどうなのか。

管理業務室長 今お聞きのような話は通常起こらないで、その給水停止に行った際に、当然お客様がお金を準備していれば、そこで領収して給水停止は行わない。

姫路 敏 ある人が私に相談あって、通帳と全部持ってきてその経緯を説明しているのだけれども、もし行政のほうでできるのであれば再振りかえということも、4月の11日に再振りかえしてそのときにお金あれば入れているのだけれども、11日というのが年金が15日入るのである。金のない状態で4月の偶数月に金が入ってくる、年金が。そうすれば、ぎりぎり引かれるのだけれども、年金のしかも二、三日前で金のないときに引き落としすると言われても金ないのだからどうすればいいと言って支所のほうに電話したと、朝日の人である。4月であれば年金も入っているので、その中で4月分と一緒に3月の引き落としできなかった分と一緒に引いてくれないかという話をしたというのだが、でもだめだということになったみたいなのだけれども、その辺そんなのおまえわがままだ、持っていけばいいのだと言って終わってしまうかもしれないけれども、その人から見れば気にかかってそのままいって、ちゃんと引き落とししているのだ、毎月。だから、たまたまそういうときがあったのだけれども、その辺再引き落としというか前の月のものも引き落としできなかったら、一緒に引き落としというのを可能にはできないものか。

- 管理業務室長 口座振替も1回引き落としにならなくてもお金がかかるので、一応今では2回までということにしている、その都度給水停止の前にお話があれば集金にも伺うし、あとはコンビニで支払える納付書も発行しているので、そちらでお支払いいただくとか、柔軟に対応したいと考えている。
- 姫路 敏 集金に来てくれとずっと言っているのだと、督促状来たときに。集金に来てくれと言いつづけているの、この人。しかし、集金には行かないと、納付してください。集金に来い、集金に来いと何遍俺言ったかと、結局とめに来たときにも集金の金を出しているのだと、朝日だこれ。
- 水道 局長 委員おっしゃるご趣旨もわかるので、今大変レアというか余りないケースかと思うので、個別の案件についてこれからちょっと調べさせていただいて、ただ原則的には集金に来てくださいというふうに私どもも実際に神林地区を担当しているが、そういう電話をいただいて、職員が集金に上がっている。そのあたりどういう経緯でそういうふうになったのかも調べながら善処したいと思う。よろしいか。
- 姫路 敏 ちゃんと説明したほうが良いと思う。集金に来い、集金に来いとおまえ何なのだ、おまえちゃんと引き落とししていれば済む話ではないかということが成立するのであれば、しっかりその辺も教えたほうが良いと思う。この人が全部正しいということではないのである、私の言っているのは。やっぱりお互いルールというのはあるわけだから、そのルールを知っていない。私もそのことの話聞いたときに、ルールがあつてそれに沿っていかないと困るでしょうという話はしているのだが、しかもそれで何だかんだと言われても困るわけだから、上手に話してお互いいい気持ちでお支払いができて利用してもらうような方法を、少しちょっと頭を柔軟に考えて対応してもらえれば良いなということをお願いしたいわけである。よろしくお願ひしたいのだが、そうすれば少しは督促の件数も減るだろうし、いろんな意味でお願いしたい。
- 水道 局長 ご意見の趣旨十分にわかるので、私どももお客様に十分にご理解をいただいた上でいただく料金であるので、そのあたりはこれからまた検討ないし、善処したいと思う。

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

日程第21 議第145号 平成27年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長

それでは、議第 145 号 平成 27 年度村上市上水道事業会計決算認定について概要を私ども決算書別冊になっているが、それによってご説明を申し上げる。初めに、業務の実績についてであるが、14P から決算の附属資料になっているが、この表になっている 19P、こちらをごらんいただきたい。まず、給水人口であるが、5万 428 人である。前年度に比べて 386 人、ポイントで 0.8 ポイント減少した。減少の主な理由については、人口の自然減によるものと分析をしている。それから、給水戸数については、2万 620 戸、こちらは前年度に比べて 158 戸、0.8 ポイントふえている。こちらは、アパート等による増によるものと思われる。それから、給水量であるけれども、こちらは 644 万 8,477 立方メートルとなって、対前年度比 4万 9,884 立方メートル、0.8 ポイントの減少となった。続いて、財政状況についてご説明を申し上げます。大変恐縮だが、決算書の 1 P にお戻りをいただきたい。決算報告書は、消費税込みで 5 P 以降の財務諸表、こちらについては消費税抜きで金額を表示している。よろしく願います。まず、1、2 P をごらんいただきたい。収益的収入及び支出のうちの収入についてである。水道事業収益は、決算額 11 億 3,304 万 4,138 円であって、予算額に対して 277 万 3,138 円の増である。なお、営業収益のうち給水収益は 9 億 6,648 万 2,707 円である。主な要因であるけれども、営業収益で水道料金の基本料金の改定などによるもの、給水収益の増、消火栓設置等の受託工事の増、これらで 306 万 6,204 円の増であるし、逆に営業外収益で長期前受け金の戻入、こちらの減で 43 万 7,900 円である。なお、債権の不納欠損であるけれども、また飛ぶのだけれども、12、13P、こちらに貸し倒れの引当金 13 万 3,100 円、これは人数にして 17 人で 55 件であったが、こちらである。これについては、平成 28 年、本年 3 月に取り崩しをしている。次に、支出についてである。水道事業費用は、決算額 10 億 1,196 万 5,256 円であって、不用額 4,140 万 4,744 円である。営業費用については、施設設備の運転、維持管理のほか、水道事業の運営経費である。営業外費用については、企業債の償還利息、消費税及び地方消費税である。特別損失は、過年度収益修正損であって、過年度分にかかわる水道料金の還付金である。なお、収益的収支の明細については 23P から 28P に詳細を記載している。続いて、3、4 P をごらんいただきたい。資本的収入及び支出のうち収入についてである。収入総額は、決算額 3 億 2,230 万 2,000 円であって、予算額に対し 1 億 9,851 万 9,000 円の減となった。内訳は、企業債が 2 億 9,700 万円、工事補償金が 2,530 万 2,000 円で、減となった主な要因は村上地区の第 4 次拡張事業の繰り越し、それから下水道等他事業との調整によって事業費の減をしているが、それらによるものである。次に、支出についてである。支出総額は、決算額 8 億 6,493 万 3,310 円である。内訳は、建設改良費が 6 億 1,787 万 8,523 円、企業債の償還金が 2 億 4,705 万 4,787 円である。主なものとしては、改良事業で配水管建設、改良、移設等で合わせて 3,824.9 メートルを施工している。また、石綿管改良等についても 506 メートルを施工した。拡張事業では、村上地

区の第4次拡張事業で新たな配水池を建設した。また、荒川地区の第3次拡張事業では第2配水池を建設をしている。繰越額は1億4,577万9,480円であって、不用額は2億5,269万1,650円である。建設改良費が不用となったものである。繰り越した事業については、村上地区の第4次拡張事業の愛宕山配水池関連の工事4件、委託1件及び配水管改良工事1件、委託2件の計8件である。なお、資本的収支の不足額5億4,263万1,310円については、欄外に記載をさせていただいており、当年度分消費税資本的収支調整額、減価償却費などの当年度分損益勘定留保資金、減債基金積立金及び建設改良費の積立金で補填をさせていただいている。また、企業債については、2億9,700万円を借り入れて2億4,705万4,787円を償還した結果、平成27年度末現在の残高は55億683万2,172円となっている。これは、22Pに記載をしている。なお、主な建設改良費の事業については16Pから18Pに記載をしている。続いて、5Pをごらんいただきたい。損益計算書である。損益計算書については、水道事業の経営状況を明らかにするために当年度に得た全ての収益と費用、これを消費税抜きで記載したものである。当年度の純利益、ちょうど下から4行目である。そちらに記載してあるが、当年度の純利益は7,801万3,169円となっている。これらに前年度の繰越利益の剰余金28万1,352円、その他未処分利益の剰余金1億528万150円、これらを加えて当年度分の未処分の利益剰余金は1億8,357万4,671円となった。8Pにこの剰余金の処分案について記載をしている。内容は、減債基金の積立金、こちらの積み立てに3,000万円、建設改良積立金の積み立てに4,800万円、自己資本金への組み入れに1億528万150円、残余29万4,521円であるが、これを繰り越す。以上の処分案である。することとしている。それから9Pである。キャッシュ・フローの計算書である。こちらについては、平成26年度から作成を義務づけられたものであって、通常の業務活動のキャッシュ・フローである。それから、建設改良、これが投資活動のキャッシュ・フロー、企業債への借り入れ償還、これが財務活動のキャッシュ・フローであるが、それぞれにおいて現金の流れについて記載をしている。期末の現金の残高であるが、6億4,639万9,894円となっている。以上で説明を終わる。どうぞよろしく願います。

(質 疑)

- 姫路 敏 どこ見ればいいのかわからないけれども、水道メーターの検針やっているよね、それどこの経費の部分についているのか。
- 水道 局長 決算附属書類の27Pである。委託料、検針業務の委託料である。繰り返すが、27P決算附属書類の2段目にある。
- 姫路 敏 この検針業務関係で個人で請け負ってられる方もいらっしゃるみたいだし、あとどっかの企業体で請け負っている方もいらっしゃるみたいだけれども、この辺はどんな感じなのか。

水道 局長 おっしゃるとおりに全地区で申し上げると、水道の組合さんをお願いしているところ、それから個々の企業をお願いしているところ、それと個人についてはこれは少ないのだけれども、上水ではないのだが、大栗田に飲料水供給施設単独の今7戸である、世帯数で。そこにお住まいの個人の方をお願いしていると、個人についてはその1件である。

姫路 敏 ある企業体で検針やっているのだけれども、月に1度の検針、三、四日かかるのでしようけれども、なもんだからその作業者がなかなか確保でききない。その人に一つのエリア任せておくのだが、その作業者が確保できないというか、その人が風邪で倒れば誰か回らねばないわけだよね。そういったところで撤退している企業体というのはあるのか。

水道 局長 今のところ、最近のお話でよろしいのか。

姫路 敏 3年ぐらい前からのお話だけれども。

水道 局長 私の知り得る範囲では、撤退をやめさせてくださいということだよ。そういった企業体については伺っていなかった。

姫路 敏 管工事業協同組合でもなかなか受け入れられないということでやってはいるみたいなのだけれども、このメーター検針そのものというのは、今後も同じパターンでやっていかれるのか、個人だったり企業だったりというのを万人にばっといるけれども、その辺いかがなものなのか。

水道 局長 メーター検針については、委員おっしゃるとおり2カ月に1遍、そういったようなところで、しかも検針の期間が非常に1週間弱ということで短いのである。検針の方に何かあったとか、そのかわりの方というふうなことを考えていくと、これも組合であるとか企業体をお願いしていくべきだということで進めさせていただいているが、なかなかやっぱり広くて管工事業協同組合さんなんかとも逐次協議をしているけれども、まだはっきりと今後。

姫路 敏 1,367万470円という検針委託料は、1戸当たり幾らか。

水道 局長 管理業務室長から答弁申し上げます。

管理業務室長 個人の方が83円で、会社のほうは110円である。この値段の違いについては、個人の方についてはもし休まれた場合にはかわりがいないということで、業者の方はその担当の方が休まれても会社の中でカバーしていただくという意味で単価が変えてある。110円で契約している。

姫路 敏 では、個人は83円で、会社との契約の中で110円なのだよということだよ。その個人もある意味では、かわったりするという場合もあるみたいなのだが、その辺のところはちゃんと検針さえ上がってくればいいと、そういうことか。A子さんと契約しているけれども、A子さんが調子悪ければB子さんが回ったりという、そういうことでもいいのか。

管理業務室長 こちらで個人契約しているのは大栗田だけであるが、あとこちらで委託している会社

の中での検針員という者をこちらであらかじめ名簿を出していただいて、検針員がこれだけいるということを検針員証を発行している。その中で持っている方は、誰が回っていただいても結構ということになる。

姫路 敏 会社のほうの中での私はその話を聞いただけで、会社とは110円でやっているわけだから、その検針が非常にやりにくいとか休んだり欠勤したり、そういうときに面倒臭いとか何とか、そういうようなことという話は行政までは届いているか。

管理業務室長 そのような話も伺っているが、こちらで例えば個人に頼んでいた場合も同じことが言えて、個人に頼んでいたのだけれども、個人が体調が悪いと、そうすると職員が行くとなると職員はふだんやっていないので、非常に手間がかかって何人も行かなければいけないということもあって、今法人に委託するようにしている。ただ、その法人内でも常に回っている方が休んだりすると非常に手間はかかるというふうにお話は聞いている。

姫路 敏 それで、撤退するという企業まで、そこまで考えている企業もあるので、この検針そのものはこれだけ1,367万もかけて検針していただいているわけだから、2カ月に1度。こういったようなのをこれは一つの提案にしておくけれども、例えば集落とかにやっただいてその分お金やるとか画期的な方法だけれども、わかるか言っていること。瀬波浜町なら瀬波浜町にやって、瀬波浜町の区長さんが回るのではないけれども、そうしたらそのかわりそのお金をしっかりとやるというようなふうにすればどうかなどは思うけれども、ここまでこれ以上になるとちょっと一般質問的になってくるのであれだけれども、とにかくこれだけのお金が検針にかけているのであれば、1,300万のお金である。少し受け入れる企業体もうまくいけるような方法をとったほうがいいのかと思う。検針に関してみればいろんな話が実際のところ入ってくるのだ。だから、行政のほうも少しその辺踏まえながらもっと高くはできないのでしょうかけれども、検針を兼ねて何かを考えるみたいなどころもあってはいいのかなと思うけれども、どうか。

水道 局長 今後の検針のあり方ということであるけれども、この検針についてはおっしゃるようなことも把握しているところもある。今方向としては、検針時に漏水を見つけていただいと非常に喜んでいるなんてお客様もあって、専門化してくださいというふうに言っている、そういうご意見もある。あるいは、そういったものを含めて包括的に先ほど委員もおっしゃったけれども、管工事業協同組合さん、こういったところはそういった技術もあるので、そういったところと検針をそちらに委託、お願いはできないかということ現在進めているところであって、ご意見はご意見として承りたいと思う。

姫路 敏 私の言っている意味が正しく伝わらないと悪いので、管工事業協同組合さんとかそういったところというのは検針で1人の男性を回らせるということそのものが、職員

を。そのときにだけ1カ月に1度だけ頼むという人というのは、物すごく当てにならないわけである、企業体側としてみれば。頼みたいのだけれども、それを専属化していくにも非常に難しいところある。それは、どういうことにつながってくるかというと、職員さんをその日回すという方向性が出てくるわけである、管工事業協同組合とかそういう企業体としてみれば。そうすると、とても採算ベースに乗ってこないというのが出てくる。要するに専門家になってくる職員さんに頼むのが一番楽なわけだから、正社員さんに。それが回っていくとなかなかこの金額では請負がかなり難しいということになってくれば受けたくない、できればそんな検針はよそでやってもらいたいというのが本音になっているのである。管工事業協同組合を引き込んできてもなかなかうまく行かない。そして、だからといって個人を行政で頼み込んでいけば休んだりしたら職員が回らねばないわけである。同じことが言えるわけ。だから、そのシステムそのものを今までと違ったやり方で、お金をせっかくかけているのだから、もう少し単位ごとにやっていくとか、集落ごとにやっていく方法でもいいし、少し考えたほうがいいのではないかと、せっかくこれだけのお金を決算上でもかけているわけだから、そこを言いたいわけである。それを理解してもらえれば、どういう方法がいいのかというのが出てくるかと思うので、その具体的なところは私わからないけれども、そういうことなのである。

水道 局長 検針についてはいろいろ問題があるので、今後検討していきたいと思う。

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後2時36分）